

# 別府市の幼稚園教育

— 大正期 —

長 柄 日出代

Kindergarten Education in Beppu in the Taisho Period

Hideyo NAGARA

## I. はじめに

明治から大正へと年号が改まったが、大正時代は、15年という短い期間であった。

しかし15年の間に幼稚園令が勅令として公布され（大正15年）幼稚園という存在意義が教育界だけでなく、社会一般に高く認識されるようになったことは大変意義深いことである。

一方、明治末期から導入されはじめた新教育思想の影響を受け、保育者中心、恩物主体の型にはめ込む保育から幼児中心、活動（遊び）中心の保育へと改革しようとする運動は、大正期になって更に活発になり、倉橋惣三というすぐれた指導者により、実際の保育を改革できるようになったのではないだろうか。

## II. 大正期における幼稚園の設置状況

### 1. 全国的に見られる園数・園児数の増加

(1) 幼稚園数（大正2年～大正15年）資料1

(2) 幼稚園園児数（大正2年～大正15年）資料2

これらの資料からは次のようなことが読みとれる。

園数においては、大正2年度の約1.8倍が大正

15年度の園数になっている。公私立別では、私立幼稚園が、公立幼稚園の増加を上回って増えている。

幼稚園園児数の増減状況を見ると、大正15年度には大正2年度の約2倍に増加している。公私立別では、2、3の年度を除くほかは私立幼稚園の園児数が公立幼稚園の園児数を上回って増加していることがわかる。幼稚園数においては明治42年度に私立幼稚園が公立幼稚園を凌駕し園児数においても、大正15年度に逆転し、私立幼稚園園児数が公立幼稚園園児数よりも多くなっている。明治期の明治9年から明治45年までの36年間と大正期の15年間における園数と園児数について比較してみると次のようになる。

明治期における一年間の平均増加数は、園数で15園、園児数で約1,280人となっている。

大正期の一年間の平均増加数は、園数で38園園児数で3,600人が増加しているわけで大正期の普及が明治期よりも2倍以上の増加を示している。

### 2. 別府市における幼稚園の設置状況

(1) 別府市北幼稚園

・明治34年1月15日

別府尋常小学校に附設。

資料 1

| 設置者区分<br>年度 | 園 数 |     |     |       | 前年度との増減 |    |     |     |
|-------------|-----|-----|-----|-------|---------|----|-----|-----|
|             | 国立  | 公立  | 私立  | 計     | 国立      | 公立 | 私立  | 計   |
| 2年          | 2   | 226 | 340 | 568   | 0       | 4  | 31  | 35  |
| 3年          | 2   | 231 | 372 | 605   | 0       | 5  | 32  | 37  |
| 4年          | 2   | 234 | 409 | 635   | 0       | 3  | 27  | 30  |
| 5年          | 2   | 243 | 420 | 665   | 0       | 9  | 21  | 30  |
| 6年          | 2   | 247 | 428 | 677   | 0       | 4  | 8   | 12  |
| 7年          | 2   | 252 | 358 | 612   | 0       | 5  | △70 | △65 |
| 8年          | 2   | 260 | 445 | 707   | 0       | 8  | 87  | 95  |
| 9年          | 2   | 261 | 465 | 728   | 0       | 1  | 20  | 21  |
| 10年         | 2   | 267 | 464 | 733   | 0       | 6  | △1  | 5   |
| 11年         | 2   | 268 | 477 | 747   | 0       | 1  | 13  | 14  |
| 12年         | 2   | 284 | 515 | 801   | 0       | 16 | 38  | 54  |
| 13年         | 2   | 305 | 540 | 847   | 0       | 21 | 25  | 46  |
| 14年         | 2   | 347 | 608 | 957   | 0       | 42 | 68  | 110 |
| 15年         | 2   | 372 | 692 | 1,066 | 0       | 25 | 84  | 109 |

資料 2

| 年度  | 区分<br>設置者区分 | 幼 稚 園 児 数 |        |        |        | 前年度との増減 |       |        |        |
|-----|-------------|-----------|--------|--------|--------|---------|-------|--------|--------|
|     |             | 国立        | 公立     | 私立     | 計      | 国立      | 公立    | 私立     | 計      |
| 2年  |             | 279       | 25,651 | 21,438 | 47,368 | 14      | 893   | 1,573  | 2,480  |
| 3年  |             | 262       | 26,080 | 22,471 | 48,813 | △17     | 429   | 1,033  | 1,445  |
| 4年  |             | 285       | 26,449 | 24,232 | 50,966 | 23      | 369   | 1,761  | 2,153  |
| 5年  |             | 286       | 27,504 | 25,821 | 53,611 | 1       | 1,055 | 1,589  | 2,645  |
| 6年  |             | 334       | 28,169 | 27,070 | 55,573 | 48      | 665   | 1,249  | 1,962  |
| 7年  |             | 329       | 28,220 | 23,285 | 51,834 | △5      | 51    | △3,785 | △3,739 |
| 8年  |             | 336       | 29,444 | 29,148 | 58,928 | 7       | 1,224 | 5,863  | 7,094  |
| 9年  |             | 327       | 31,041 | 30,759 | 62,127 | △9      | 1,597 | 1,611  | 3,199  |
| 10年 |             | 333       | 31,880 | 30,850 | 63,063 | 6       | 839   | 91     | 936    |
| 11年 |             | 334       | 32,739 | 32,021 | 65,094 | 1       | 859   | 1,171  | 2,031  |
| 12年 |             | 290       | 33,928 | 32,469 | 66,678 | △44     | 1,189 | 448    | 1,593  |
| 13年 |             | 372       | 35,690 | 35,571 | 71,633 | 82      | 1,762 | 3,102  | 4,946  |
| 14年 |             | 389       | 41,998 | 40,834 | 83,221 | 17      | 6,308 | 5,263  | 11,588 |
| 15年 |             | 387       | 46,661 | 47,373 | 94,421 | △2      | 4,663 | 6,539  | 11,200 |

- ・明治39年4月1日  
別府濱脇両町合併に由り別府北尋常小学校附属幼稚園と改む。
- ・明治44年1月26日  
設備の関係上別府南尋常高等小学校附属幼稚園となる。
- ・大正元年4月1日  
別府町立幼稚園と改む。
- ・大正13年4月1日  
市制執行に由り別府市立幼稚園と改む。
- ・大正14年4月1日  
南幼稚園を増設し本園を別府市北幼稚園と改む。
- ・大正15年3月31日  
中町園舎より現北小学校内に移転す。
- (2) 別府市南幼稚園
- ・大正15年4月  
旧別府幼稚園を分離し南幼稚園と改稱す。
- ・同 年4月

南尋常高等小学校内に園舎を置く。

・同 年 4 月

南尋常高等小学校校長高田亀市園長に就任す。

(3) 私立泉都幼稚園

・創立者 西法寺住職速水宗慶

・沿革 大正 9 年 3 月創立、当時、町立幼稚園は一カ所にして入園希望者多く抽籤に依り入園せしむるが如き状態なりしを以て、其の融和を圖るため本園を創立したり、当初は園児定員 40 名を募集し寺院の一室にて保育せしも大正 10 年篤志家の寄附に依りて園舎を新築したり。

・現在状態 本園は市内中央の位置を占め幼児の登園に便なり、運動場は寺院の境内にして築山あり泉水あり幼児の保育に適するを以て、年々園児の増加を來し目下 62 名に達す。

(4) 私立眞愛幼稚園

・創立者 ミス・ウキリアム

・沿革 大正 2 年の創立に係り、泉都唯一の基督教主義の幼児保育所として今日に至る。逐年園児の増加を見つゝあり。

以上のように、別府市においては、公立 2 園私立 2 園が設置されたのである。私立 2 園の中 1 園は仏教系、1 園はキリスト教系である。

私立泉都幼稚園は昭和 55 年に別府中央幼稚園として設置され現在に至っている。

※ 昭和 7 年刊行の別府市誌による。

### III. 大正期の保育の概要と別府市の保育

#### 1. 幼稚園に関する国の規程について

大正 15 年、幼稚園令が制定されるまでの国の規程の中で明治 32 年に公布された幼稚園保育及び設備規程は幼稚園の存在を明確にしたが、他の学校と同じように学校教育系統の一環として

確立されたとみることは出来ないようである。具体例をあげると明治 33 年に制定された小学校令と小学校令施行細則が明治 44 年に一部改正されたが小学校令が全体で 73 か条から成り立っている中で、幼稚園に関するものは、2 か条あるだけである。即ち、

第 5 条 幼稚園、盲啞学校其ノ他小学校ニ類スル各種学校ノ規程ニ関シテハ本令中別段ノ規定程アルモノヲ除クノ外文部大臣之ヲ定ム。

第 17 条 前 3 条の規程ハ幼稚園、盲啞学校其ノ他小学校ニ類スル各種学校ニ関シ之ヲ準用ス。幼稚園、盲啞学校其ノ他小学校ニ類スル各種学校ハ之ヲ小学校ニ附設スルコトヲ得。

と記されている。小学校令の中には、小学校教育の目的が明示されているが、幼稚園の目的については一切ないわけで、勅令より一段階下位の法令である文部省令に組み込まれていたわけである。

明治 44 年 7 月、文部省訓令第 13 号ともって「小学校令施行細則」の中にあつた幼稚園についての規程の一部が改められたが、改正の要旨は次のようである。

幼稚園ニ於ケル保育事項等ヲ小学校ニ於ける教則其ノ他ノ如ク劃一ニ規定スルハ却テ保育ノ進歩發達ヲ役ス所以ニアラサルノミナラス往々ニシテ保育ノ本旨ヲ誤ルノ虞ナキヲ保セス又従来ノ如ク保育時數ヲ制限スルハ實際上不便ナルヲ以テ適宜之ヲ伸縮スルヲ得シムルノ要アリ尚従来ノ実験上幼児ノ定員ヲ増加シテ實際ノ施設ニ便ナラシムルノ必要ヲ認メタリ是ハ幼稚園ニ関スル規程ヲ改正シタル所以ナリ。

この改正により、次のような変化がみられる

- ・保育内容の 4 項目（遊戯、唱歌、談話、手技）を示すだけで、それぞれ、どのような趣旨で取り扱うべきかを示した条文が削除されたわけで、自由な保育が認められるようになった。
- ・一日の保育時数が「一日 5 時以下」とあつたのを府県知事の認可を受けなければ長時





資料3の(4) 3月

週八第  
月三

| 考 | 備           | 省 | 反 | 日   | 五           | 土                     | 日           | 四      | 金           | 日      | 三           | 木           | 日           | 二                | 水           | 日                | 一           | 火                     | 日           | 八                     | 月           |
|---|-------------|---|---|-----|-------------|-----------------------|-------------|--------|-------------|--------|-------------|-------------|-------------|------------------|-------------|------------------|-------------|-----------------------|-------------|-----------------------|-------------|
|   | 三月一日朝見ハ陽ノ急降 |   |   | 演   | オ<br>一<br>枚 | 會<br>集                | オ<br>一<br>枚 | 會<br>集 | オ<br>一<br>枚 | 會<br>集 | オ<br>一<br>枚 | 會<br>集      | オ<br>一<br>枚 | 會<br>集           | オ<br>一<br>枚 | 會<br>集           | オ<br>一<br>枚 | 會<br>集                | オ<br>一<br>枚 | 會<br>集                | オ<br>一<br>枚 |
|   |             |   |   | 画キ方 | オ<br>二<br>枚 | カ<br>ギ<br>ノ<br>巻<br>紙 | オ<br>二<br>枚 |        |             | 唱<br>歌 | オ<br>二<br>枚 | 切<br>り<br>紙 | オ<br>二<br>枚 | 人<br>形<br>多<br>ク | オ<br>二<br>枚 | 人<br>形<br>多<br>ク | オ<br>二<br>枚 | カ<br>ゴ<br>ノ<br>積<br>り | オ<br>二<br>枚 | カ<br>ゴ<br>ノ<br>積<br>り | オ<br>二<br>枚 |

北幼稚園の保育草案（大正15年度）より一学期、二学期、三学期の具体例をあげてみると以上のようになる。そこで4月から3月までの一年間の内容をまとめてみたのが資料4、資料5である。

資料4からは、保育項目の種類および回数がわかる。即ち、会集・唱歌・修身談話・庶物・画キ方・手技・疊紙（手技の中に含まれるが、回数が多いので別にとりあげた）・園外保育等に分類される。これらの保育項目の中では「会集」の占める割合が大きい。一週間の中で一日おきに「会集」が位置づいている。次いで「唱歌」と「遊戯」「手技」が週の中で、二回程組みこまれている。疊み紙も週に一回組みこまれている。「修身談話」と「談話」は多少内容が異なるが、週に1回ずつ組み込まれている。

「会集」については、明治時代には談話や手技と同じようにあつかわれ、幼稚園教育の重要な内容とされていた。

しかし大正期に入って、倉橋惣三等の影響も

あつて幼児を多数、一カ所に集めて画一的に行う会集については批判の声が強くなった。一方従来通り会集が必要であり大切であると主張する考え方も少なくなく、論争も行われている。

「会集」が批判されるのは、幼児を緊張させすぎるという理由であるが、「会集」の賛成者も、この点については緊張させないで疲労をさけるように配慮していると反論している。大正期の保母の中には「会集」をしてよいか迷う者も少なくなかったようである。

大正14年に文部省が933の幼稚園を対象に保育内容の調査を行っているが、その結果「会集」をする園が非常に少なくなっている。これには疑問もあつたようである。即ち調査結果より多く「会集」が行われていたのではないかと推測されるということである。別府市も「会集」が年間を通して一番多く行われている保育項目ということになる。

資料5は具体的に内容を示したものであるが唱歌等は現在と異なるものが多い。

資料4 別府市北幼稚園の保育項目の種類と回数 (大正15年度の保育草案より)

|      |    |    |      |    |    |     |              |            |      |
|------|----|----|------|----|----|-----|--------------|------------|------|
| 保育項目 | 会集 | 唱歌 | 修身談話 | 談話 | 庶物 | 画キ方 | 手技<br>(疊み紙他) | 疊紙<br>(手技) | 園外保育 |
| 回数   | 週3 | 週2 | 週1   | 週1 | 週1 | 週1  | 週2           | 週1         | 年12  |

資料5 別府市北幼稚園の保育項目と内容例 (大正15年度の保育草案より)

| 保育項目  | 内容例  |
|-------|--|
| 唱歌と遊戯 | ポッポッポ、ウサギ、テルテル坊主、キューピーサン、マガリカド、君が代、冬桜ンボ、オマツリ、天長節、一寸法師、シャボン玉、ホタルコイコイ、稲穂ノスズメ、夏休ミ、蛙、雨、鈴虫、木ノ葉、オ池ノ憤水、オ正月、蓄音機、紀元節、吹ケヨ春風、人形ノウタ、ユーピンヤサン、トンボ、カヘルツバメ |
| 談話    | 一寸法師、テングサマ、ヨイ子供、竹ノ笛、正直、鬼、親孝行   |
| 庶物    | サクラ、ツツジ、バラ、猿、ヒバリ、月ト星、五穀、ギンナン、セミ、エンドウ、トーマメ、アジサイ、カボチャ、キュウリ、アサガホ、柿トクリ、菊、神社佛閣、枡、尺、チキ、人種ノ別、果物、音ト楽器  |
| 修身談話  | 時間ヲ守ルコト、ナマケヌコト、恩を守リ恩ヲ忘レヌコト、視先、親ノ恩、天皇陛下、忠義、人ニ迷惑ヲカクルナ、生物ヲクルシメルナ、自分ノコトハ自分デセヨ、自慢セヌコト、正直、約束ヲ守ルコト、忍耐、共同公益、儉約ヲスルコト、老人ニ親切ニアレ                       |
| 疊紙    | 長四角、三角、舟、チリトリ、風船、サンボー、馬、足ツキオサンボー、キツネ、ザブトン、ハカマ、大砲舟、二隻舟、カザグルマ、提灯、オルガン、ハスノハナ、フクスケ、フクラスズメ、菊ザラ  |
| 画キ方   | チョークノ扱方、ヌリ方、家、自由ニカク、山ト海、野ト家、舟ヲ自由ニカク、山ト舟  |
| 手技    | マル、シカク、ムギカラツナギ、積木、紅イ花・白イ花、ワツナギ、南京玉、ツナギ、三ツ組セキシヨ、三本セキシヨ、カゴ、貝ナラベ、ウチワ、シボリ旗、糸カケ、板ナラベ、ノボリ、豆細工、アヤメ、粘土細工、カザグルマ、破リエ、模様ヌキ、                           |
| 園外保育  | 月の1日と15日に朝見神社参拝が多く取り入れられている。遠足(つるみ園)、北埋立地飛行場、養老院への慰問、活動写真見物、旗行列  |

大正14年3月 第24回 修了記念写真 (職員)



高田園長  
河野先生  
小畑先生  
安部先生  
首藤先生  
久保先生  
神澤市長

### Ⅲ. 幼稚園制定と保育内容

#### 1. 幼稚園令制定について

大分市において開催された「全国幼稚園関係者大会」や「帝国教育会全国保育者大会」等の中で、新たに幼稚園令および幼稚園令施行細則を制定すべきであるということを公に宣言するなど、幼稚園関係者の要望は高まりを見せるようになり、帝国議会への働きかけが行われた。「帝国議会への陳情が行われ、陳情者は北は北海道から南は大分県までにわたり」とある。このことは幼稚園を教育事業の中で重要視すべきであり、幼稚園に関する法令が小学校に関する法令に寄生しているようでは問題にならないといった見解が、いたるところで出されはじめたからである。

そして、ついに大正15年4月22日に勅令として幼稚園令を制定したのである。勅令は国の最高レベルの法令であり、又、幼稚園だけのものとして制定されたことは、幼稚園の存在意義を広く社会一般に認識せしめたことになる。

明治32年に制定された「幼稚園保育設備規程」との相違点は、幼稚園に託児所的機能をになわせ、すべての幼児に差別なくひとしく幼稚園教育を開放しようとした点である。

#### 2. 幼稚園令制定に伴う保育内容について

保育4項目に観察が加えられ保育5項目にな

った。その上、遊戯・唱歌・談話・手技等という表現がなされており、この「等」という言葉のもつ意味は、各幼稚園において保育5項目の他に適当と考えられるものは、保育内容として選択し指導することを認めたことになるのであって、保育5項目の自由さを許容したものである。

### Ⅳ. おわりに

大正年間の保育は、その期間が15年と短いにもかかわらず内容的には充実したものである。

幼稚園令が勅令で出され幼稚園教育が認識された時代でもあったわけである。

全国的にみても園数も園児数も大幅に増加したが、別府市においても公立1園だったのが、公立2園、私立2園と何と4倍の増加をみたのである。保育内容については、明治期と大正期の大きな変化は保育日誌等の中からは認められないようである。

#### 引用、参考文献

- 1) 別府市教育会編 1933 別府市史 別府市教育委員会
- 2) 日本保育学会編 1969 日本幼児保育史第3巻 フレベール館

大正14年修了記念写真 松組卒業生

